

## 橋などに塗られたペンキ中の鉛等を検査します

一般に錆止め等の目的で鉛を数%から数十%程度含有したり、クロムを含有する塗料が塗布された橋梁建築物があります。建築業界の自主的な取組みにより鉛等有害物含有塗料の流通は減ってきていますが、現在でも多くの建築物に塗布されています。

建築物の塗料の剥離やかき落とし作業において、塗料の鉛等有害物の含有を適切に把握し適切な暴露防止策を講じることが求められています。

平成 26 年 5 月 30 日に厚生労働省通達「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」（基安労発 0530 第 2 号、基安化発 0530 第 2 号）が発せられています。

**塗料中の鉛等有害物含有の有無の検査は  
弊所にお任せください！！**



様々な分析機器でお客様のニーズにお応え致します！

厚生労働省の通達では「重金属が含まれていない」と判断する基準は示されていませんが例えば「JIS K5674 鉛・クロムフリーさび止めペイント」において鉛フリー、クロムフリーはそれぞれ 0.06%以下、0.03%以下とされています。

従いまして、弊所では橋梁等の塗料中の重金属の測定に際し、通常 0.01%まで分析を行います。更に低濃度での分析も可能ですのでご相談ください。

尚、厚生労働省の通達では「鉛等の有害物を含有する塗料」と表現されているとおり、有害重金属は鉛、クロム以外にもありますのでご注意ください。

弊所では子供用の玩具などに使われる塗料を始め塗料中の鉛等有害物の検査に関して長年にわたる豊富な経験、ノウハウがあります。

建築現場等における安全作業のために塗料中の有害物含有に関する検査は是非、一般財団法人 日本文化用品安全試験所までご相談ください。

お問合せはこちらまで



一般財団法人 日本文化用品安全試験所

東京事業所 化学分析センター TEL 03-3829-2515 kagaku-tokyo@mgsl.or.jp

大阪事業所 化学分析部 TEL 072-968-2228 kagaku-osaka@mgsl.or.jp